

第3回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時：令和6年10月31日（木）14:00～15:30

場 所：多治見市役所本庁舎 2階大会議室

出席委員（敬称略）：榎澤幸広（委員長）、三宅和世（副委員長）、田財博史、青木鎌太郎、鈴木直樹、前田栄治、島津和世、皆元健一

事務局：伊藤徳朗、勝見祐子、今井光春、遠藤智子

1 議事

（1）多治見市人権施策推進指針について （資料1、2、3）

その他 次回委員会開催日について

【議題1】 議事録の取り扱いについて

○委員長 定刻になりましたので、第3回多治見市人権施策推進指針策定委員会を開始いたします。会議に入る前に資料の確認をいたします。第3回多治見市人権施策推進指針策定委員会の次第、多治見市人権施策推進指針についての資料1から4となります。

それでは、議題1 多治見市人権施策推進指針に入ります。前回の事務局から提示がありました指針について、かなり丁寧に見ていただきありがとうございます。これらの意見をもとに、事務局で修正版を提示しています。事前に資料が送付されているので、自分が提案した部分が修正されているか、ご確認をお願いします。修正提案の意図が異なる場合は、遠慮なくご意見いただきたいと思います。

○委員 資料2で、「など」という文字を「等」に直していますが、資料1から3まで統一すると良いと思います。

資料2のP4「子どもの現状と課題」「国は昭和22年に児童福祉法を制定し」が良いと思います。

P28、29、グラフの中の数字を使って説明されていますが、P29に反映されていないようなのと、P34 ホームレスについても、このグラフの説明の中で使われていないのではないかなと思います。2行目のホームレスのところで、アスタリスクありますが、これの注釈が無いと思います。

○事務局 資料1の「など」「等」は統一します。働く人とホームレスの点ですが、グラフからのコメントはないので、加えるようにします。ホームレスの注釈も検討します。

○委員長 注釈を各項目に入れていますが、子どもとか障がいのところのように、文字数に問題が無ければ、該当ページに記載するほうが読みやすいと思います。

○事務局 ページを行ったり来たりしないので、書ける範囲で、そのページに記載します。

○委員 資料2 P4 9行目 「基本的人権が保障されて」になっています。

○委員 資料1 P3 6行目 「人権に十分に配慮した」を「人権に十分配慮した」の方がよいと思います。

○委員長 資料1 P2 「3 指針の位置づけ」の文中で、「である」調になっています。他は「ですます」調ですので、そちらに統一したほうが読みやすいと思います。

P7 「相談支援の充実」の3行目。「相談窓口の役割大きく」となっています。「相談窓口の役割が大きく」に修正してください。

資料2 P3 「さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備を推進します」という書き方だと、「女性に対する人権」の箇所かわかりにくくなると思います。前回も委員の方が、ここは女性のところだから、ある程度、その個所に関わる書き方をした方がよいと話がありました。「性別に関して」とか、「女性で様々な困難を抱える人が」、これが本当にいい言葉かはわかりませんが、項目に関連した書き方がいいと思います。

P4 1段落目。細かいかもしれないので、判断は事務局に仰ぎたいと思いますが、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」のような書き方をしていますが、国の言葉遣いは「児童の権利に関する条約」で、「子どもの権利条約」という言い方をしてないので、少し表現の仕方を変えた方がいいと思います。これに代わるいい言葉使いは浮かばないですが、「子どもの権利条約という使い方もされる」とか、通称ではおかしくなってしまうから、「子どもの権利条約という言い方をする人もいる」とか、ちょっと長くなりますけど、何か付け加えておいた方がいいと思います。

P4 下から5行目 「こどもの人権尊重」となっていますが、「子どもの人権尊重」と修正したほうが良いと思います。

同じページの◎の文ですが、国がひらがなの「こども」を使い始めているから、「子ども」「こども」「子供」、こういう使い方がありますと一応書いておく方がよりわかりやすいと思いました。

P5 1番下に「おとな」がひらがなになっているのは多治見市の表現の仕方でしょうか。

○事務局 そうです。

○委員 資料1 P3 第2次の指針と同じに表現なっていますが、下の4行「現在、子どもを取り巻く人権問題として」ということで、いじめとインターネット上での誹謗中傷が特に出ていますが、ここを2つに絞る理由は何かありますか。その行の後半で、「こうした問題や生活の背景に存在する人権にまつわる課題が」と書いてありますが、何かで例示が1つあると、市民の方にも分かりやすいのかと感じます。前回と同じ文言なので、このままでもいいかと思いますが。虐待も大きな問題となっているので、時代の変化を反映してもいいかと思います。

P4 「ウェルビーイング」という言葉が出ていますが、最近使用されている言葉

なので、これも注釈が必要かと思います。

○委員 資料1 P4 下から2行目「人権感覚」を「人権感覚」に。

○委員長 資料2「障がい者」のところで、現状と課題の一段落目 「障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。」というのはどこの文章なのか。岐阜県なのか国なのか、何か他の項目では役割とか貢献という言葉はなかった気がします。そうすると、障がい者だけはこの社会へ何らかの役割が与えられて、サービスしてもらっている以上社会貢献しなければならないという文章と読めてしまいます。ここの文章は削除するか、出典を明らかにした方がいいです。国の人権感覚の定義についても確認をお願いします。

○事務局 定義とはなっていないです。

○委員長 P13 部落差別（同和問題） 3）えせ同和行為の排除の22行目のところに、「結果的に部落差別、同和問題の解決を妨げられています。」を「解決が妨げられています」の方が良いと思います。

次の点は難しい箇所なので、他の委員にも意見伺いたいです。P24 性的マイノリティ 現状と課題のところで、「同性愛等の性的指向や」という書き方をしており、間違いではないですが、ここまで細かく書く必要もないと思います。確かに等と入っているから異性愛者とかも含むように思われますが、どちらかに統一した方がいいと思います。性自認の方はトランスジェンダーの方とか、まさにその性と自己認識の性が一致しないと書いてある部分は良いとは思いますが、場合によっては、具体的に性的マイノリティで特に差別を受けている方々の具体的な名称を最初にあげた方が良くないかと思います。「LGBT」、「性的マイノリティ」、「SOGI」という言葉を使うのも良いかと思います。文部科学省が学校でアンケートを取ると、10人に1人や8人に1人当事者の方がいるとのこと。多治見市もデータ通りであれば、かなりの方がいることになるので、できれば当事者の方に誤解を招かない書き方が良くないかと思います。

○事務局 多治見市は男女共同参画の計画を策定していますので、計画とも確認して委員長と相談させていただきます。

○委員長 男女共同参画の計画に書いてあるものであれば、それを出典として、書くのも1つです。

P26 災害に伴う人権問題 3段落目の2行目 「直近では令和6年に能登半島地震がおき、」の部分ですが、「おき」がひらがなになっているのに対し、前行では漢字になっているので統一してください。

P27 施策の方法の1)、2)の一行目 それぞれ下がってない というところですね。

P30 アイヌの人々 現状と課題の1行目 「アイヌの人々は北海道や樺太などを中心に居住していた」と過去形で書かれていると、現在は居住していないと読めてしまう。続く文章が、「しかし、江戸時代の松前藩による支配」なので、それ以前

って書き方をするのか、江戸期以前とか。ただ、現在まで含むと、樺太という言葉遣いはしないから難しいです。北方領土にも居住していたし、「北海道を中心に居住している先住民族」で良いかと思います。

○委員 資料２ Ｐ６ インクルーシブ教育は「子ども」「障がい者」の２箇所載せるということでよかったですか。

○事務局 第２回の意見シートから、元々インクルーシブ教育は多治見市障害者計画に掲載されていたので、「障がい者」に入れていましたが、インクルーシブ教育推進たじみプランには、障がいの有無に関わらず、外国人児童なども含まれる点から、「子ども」と「障がい者」に入れていきます。障がい者に残すのか残さないかの点も、委員の意見聞きたいと思います。

○委員 インクルーシブ教育の件は私からの提案ですが、障がい児というより、障がいというところを認識していなくても、色々困難を抱えている子どもたちがいるので、「子ども」にも入れてはどうかと提案しました。

○委員長 このインクルーシブ教育については、重複しても良いと思います。他の委員の皆様方はいかがでしょうか。

○委員 私も同じ内容の意見を出させていただきました。子どもに関わる内容であるので、「子ども」に入れる必要はあるかと思います。

○委員 資料１ Ｐ４ 学校教育の１つ目の○の箇所ですが、意見シートに入れさせていただきましたが、今の学校、幼稚園での人権教育の推進というところで、前は園、「学校・園」というところで、園の中には幼稚園も保育園も入るのではないかと思います。保育園が入ってないっていうのは、１行目の「ひびきあい活動」が、幼稚園、小学校、中学校で実施されていて、保育園では実施されていないということだけで、保育園は入れなくても良いのかなと疑問に思います。

○事務局 「ひびきあい活動」は、幼稚園、小学校、中学校で実施されています。そのため保育園まで含むと、文章的に齟齬が出てしまうと思ったので、幼稚園にさせていただきます。

保育園の園長に「ひびきあい活動」を実施しているか確認しましたが、実施していないという話でしたので、「学校・幼稚園」としています。

○委員 保育園で「ひびきあい活動」をしていなくても、日々の保育の中で人権感覚が養われていく活動はしていると思いますので、提案させていただきました。

○委員 修正前は「学校・園」と書いていたので、その園の中には保育園も含まれていると思っておりました。最近は認定こども園のように、いろんな園の形態があるので、見出しは従前の「学校・園」のままで良いと思います。続く文章では、「感性を育てる」とか「かわりを通じて」というのは、幼稚園、保育園は全てに関わると思います。

○委員長 「ひびきあい活動」はあくまでも事例の１つなので、「幼稚園、小学校、中学校では「ひびきあい活動」を実施しています。」とすることも良いかと思います。

○委員 「学校教育」と書いているなかで、保育園が含まれるという点も気になるか

と思います。

○委員長 学校教育の定義となると結構重要な点となります。学校教育法的に、第3章幼稚園、第4章小学校、第5章中学校になっています

○事務局 今回の指針では、学校教育法というよりも、学校教育は子どもたち、生涯学習はおとなたちという分け方をしています。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は学校教育となっていて、保育園の言葉は書いてはいないです。岐阜県の人権指針では、学校教育になっていますが、保育園のことも文章の中に書かれています。

○委員 「ひびきあい活動」という言葉を使うと、どうしても幼稚園に限定してしまっていますが、幼稚園でも保育園でも小学校でも、「ひびきあい活動」だけで、人権教育をしているだけではなく、常に人権教育をしていることなので、「ひびきあい活動」を取ってしまうと、「学校・園」というくくりで問題ないと思います。

○委員 資料3 基本的施策4の人身取引の 施策の方向の1)ですけれども、資料2 P32と、あと表題が合っていないので、合わせていただくと良いです。

○事務局 資料2に合わせます。

○委員 資料1 P6 「企業への啓発」と資料3 基本的施策 2(2)「企業等への啓発」の統一。

3「相談・支援の充実」、4「多様な主体との連携」の部分には資料1にはア)イ)とあるが資料3には表記されていないです。

○事務局 資料1を「企業等」に修正します。企業に限らず、NPOや各種団体にも啓発は必要のため。

○委員長 ちなみに、国や岐阜県はどのように書いてありますか。

○事務局 「企業等への」と表記しています。

○委員長 委員が言われた資料3 基本的施策の表記を「1 人権教育」「2 人権啓発」だけにする方法もあります。

○委員長 事務局から、意見シートの提出期限とか説明をお願いします。

○事務局 皆さん、ありがとうございます。今回、意見シートを見て、確認していただいたと思いますが、一部修正できていないこともあります。個別に聞いてきていただいても結構ですし、意見シートで送っていただいても結構です。その後、委員の意見をまとめて、最終的に委員長と協議をした上で、年内にパブリックコメントを開始したいと思います。資料3については11月8日までに、資料1、2については11月15日までに意見シートの提出をお願いします。

○委員 意見シートから修正されていない箇所もありますが、その意図等を教えてください。

○事務局 資料2 P3(4) 「配偶者等に対する暴力根絶」の中の「親密な関係」という点ですが、配偶者への暴力とは別に、恋人などによる関係性も現在は含まれているため、国際的には「親密なパートナー間の暴力(IPV)」が謳われているので変更していません。

P 9 ページ 障がい者 について、「障がい児」も含まれるので追加してはとの意見がありましたが、「障がい者」で全て含む表現として変更していません。

○委員長 何かあればまた意見シート等に書いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 指針に書く話が分かりませんが、外国人のところで、「外国語情報が不足しています」とありますが、この前フリーマーケットを開催するために、案内を出しましたが、フリーのスペルを「F L E A」ではなく「F R E E」として案内してしまい、外国の方から指摘を受けてしまいました。市内では多くの国々から住まれています。翻訳機がないとなかなか難しくなっています。外国語の情報の不足というよりも、市役所や地区事務所に翻訳機を置くような施策を取ると、外国語情報の不足だけでなく、同じ住民の中でそういった交流の会話ができ外国人と仲良くしていくためにはそういうものも何かしら必要かと思います。それが無いから外国人と既存の住民とでゴミ出しとかで揉め事が多くあります。

○事務局 窓口の話もありますので、ご意見としてお伺いします。

○委員長 指針に書くかは別にして、重要だと思います。今の話を広げると、資料2 P 26 災害に伴う人権問題が関係します。優しい日本語とか優しく伝わるような言葉で 地震防災や減災の情報作りを自治体で実施していると思いますが、実施していないと、外国の方が、避難する場所もわからないし、何に備えたらいいかわからないとかの意見もでてくるかもしれません。

○事務局 次回の予定ですが、1月27日月曜日14時 中会議室で開催します。パブコメでいただいた意見やその答えも、皆さんの方にお送りさせていただきます。次回は資料編の部分や、印刷等に関して議論していただくと思いますので、またよろしくお願いします。

○委員長 それでは、第3回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了します。